



経理の窓 3月号

平成21年3月1日号

気象庁の発表で昨年12月から今年の2月の東日本は、戦後2位、北日本は、3位の暖冬だったとありましたが、雪が降るような寒さです。風邪をひかないようご注意ください。

今月の税務

法人 : 1月決算法人の確定申告と納付

個人 : 贈与税、所得税の確定申告と納付 (16日まで)
消費税の確定申告と納付 (31日まで)

生命保険料控除制度の改組について

昨年と同様、国会の動きが気になります。平成21年度税制改正の要綱に生命保険料控除の改組が、記載されています。平成22年度改正で、法制上の措置が講ぜられ、平成24年分以後の所得税に適用されます。

現行の生命保険料控除には、2種類あって、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除があります。

控除額の計算は、以下のとおりです。

一般生命保険料控除と個人年金保険料控除をあわせて最高100,000円です。

年間の支払保険料	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,001円から50,000円まで	支払保険料等の1/2+12,500円
50,001円から100,000円まで	支払保険料等の1/4+25,000円
100,001円以上	一律に50,000円

生命保険料控除制度は、以下のように改組されます。(税制改正の要綱の備考2より抜粋)

- (1) 生命保険契約等のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に係る保険料等について、現行の一般生命保険料控除と別枠で、4万円の所得控除(介護医療保険料控除)を創設する。
- (2) 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額をそれぞれ4万円(現行5万円)とする。
- (3) 上記(1)及び(2)の各保険料控除の控除額の計算は、以下のとおりとする。

年間の支払保険料	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,001円から40,000円まで	支払保険料等の1/2+10,000円
40,001円から80,000円まで	支払保険料等の1/4+20,000円
80,001円以上	一律に40,000円

- (4) 生命保険料契約等の主契約又は特約の保障内容に応じ、その契約に係る保険料等を各保険料控除に適用する。
- (5) 上記の新制度については、新制度の施行日以後に締結した生命保険契約等について適用し、同日前に締結した生命保険契約等については従前の制度を適用する。
この場合において、新制度と従前の制度の双方の控除の適用があるときにおける合計適用限度額は12万円とする。
- (6) 新制度は、平成24年分以後の所得税について適用する。今後、保険会社等におけるシステム改修の必要性、契約内容の見直し等の場合の取扱い、各保険商品の保険料控除の適用関係等、制度移行に伴う諸課題について更に検討を進め、平成22年度改正において法制上の措置を講ずる。



所得税の確定申告の時期です。各種所得控除を活用して節税したいものです。

生命保険料控除もそのひとつですが、生命保険の契約は長期(終身もある)なので、会社選びも重要です。

(近況報告)

有限会社たべいのホームページをリニューアルしました。

『有限会社たべい』で検索できます。一度ご覧ください。

経理の窓を以前から掲載していますが、平成20年11月号からPDFファイルでの掲載にかえました。見やすくなったと思います。

今回は、テンプレートを選んで、専門業者にカスタマイズを依頼しました。

SEO対策も得意な業者で、アクセス数が増えたようです。

問合せや広告掲載のセールスがくるようになりました。

やはり専門家ですね。ホームページをお考えの方には、ご紹介いたします。

